二十六　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく経営革新計画、経営力向上計画及び社外高度人材活用新事業分野開拓計画に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。
二十七～三十六　（略）

附　則

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○防衛省令第八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項の規定に基づき、標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

防衛大臣　岸　信夫

標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令

標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］		
	九　自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及び通信隊群司令部	［略］	
［略］			

改　正　前

［同上］

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］		
	九　自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、情報業務群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及び通信隊群司令部	［同上］	
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。